新

兵 庫 県 保険医協会

加古川

ユ ス

No. 266

2020年1月25日

電話 ○七八(三九三)一八○一神戸フコク生命海岸通ビル五階三戸市中央区海岸通一ーニー三一

発行

兵庫県保険医協会

加古川

高砂支部

高 砂

年 のごあ いさつ

超高齢社会を迎えて これからの地域医療 ケアは

加古川・高砂支部 支部長 西村 正



・ます。 新年明けましておめでとうござ

上げます。 とご協力を賜り、 川・高砂支部の活動推進にご理解 日 頃より兵庫県保険医協会加古 会員の皆様におかれましては、 厚く御礼を申

ます。 医療、 の 日 で自立した生活を送れ 齢者が可能な限り住み慣れた地域 を迎える20 される体制 さて、 1常生活  $\mathcal{O}$ 介護、 構築が各地で進められ 団塊の の支援が包括的に提供 「地域包括ケアシステ 介護予防、 25年にむけて、 世 代が後期高齢 るように、 住まい等 てい

> ことが主眼となります。 ケアも推進されなければなりま 支える「地域完結型」 目指し、住み慣れた地域や自宅 高齢者の 祉等の資源を効率的に活用する で生活できるよう、 ながら生活せざるを得ません。 多くの高齢者は病気と共存 これには医療・介護・ QOLの維持・向上を 地域全体で  $\mathcal{O}$ 医療

きます。 なるように手助けすることが その人が重篤な慢性疾患に罹患 や治療選好に基づき意思決定が ケアが受けられることが められています。 に関しても、 したときだけでなく、 (ACP人生会議) くなった時に、 方針を決定することが かれるような日本型の仕組み や治療選好に一致 また高齢者自身が医療 それには、 その その人の 人の価値、 これによ の確立 自分では意 した医療 生活全般 確実に 価値観 出来な 一が求 介護 り、

> とが含まれます。 頼できる人を選び わりに意思決定してくれる信 準備するこ

テムの います。 活動に取り 民から必要とされる医療機関を くりとい 私ども医療関係者はこ して、 一翼を担うよう、 う視点も踏まえ、 多世代共生の 組んで参りたい 地域づ 地  $\mathcal{O}$ 域住 シ ス

お願いいたします。 本年もご支援ご協力をよろ



今年もよろ お願い致します

加古 川 高砂支部幹事 事務局 同

思決定できない事態におい

1月制度変更

症

支援

葉隹

病

旦力

成外

協会は保団

連の

提起を受け、

者を含め

たす

N.

7

の難病患者

# 「軽症」 者を含めた全ての難病患者に医療費助成を

支部長名で加古川 高砂各市に . 請願 陳情

を求める請願制度(以下、# 12 陳 議 哦会で 進め 会は、 情人となり 月定例議会にそれぞれ請 玉 ている。 難 の 陳情を県およ 病助成 指 加古 定難病医療費 加 ではそれぞれ 制 度) 古 市と高砂市 び各市 の 高砂 助 人及 改 善

のび 町 陳情書を提出。本会議 支部でも西村正二支部長が請 |継続審議] となっ

年末の 人に 全 5 受けられなくなった不認定患者等は が施 ては当時マスコミでも大きく と認定されると、 10 千 玉 導 とされるようになった。 こであ 入された。 一で約 3 8 経過措置終 人) に上っており 14 6 これにより難病認定 経過措置適用者の5 医療費助成の その により、 (兵庫  $\widehat{2}$ 2 0 県で 助 対象 1 7 9

会に

て再度審議がなされる予定

行 により、 5 新たに「重症度基準」 月 の難病 助成 制 度  $\mathcal{O}$ 

請願書

(C) MAINICHI

6月18日(月)

発行所:東京都千代田区一ツ橋 〒100-8051 電話(03)3212-0 毎日新聞東京本社

歩みつづけて 創業100年。

**€W** 

## 国の指定難病医療費助成制度の改善について

### 請願理由

日新聞

年 6

「軽症」

者の助成外

を

面で報じた毎

経過措置3年

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が成立し、2015年1月から新 たな指定難病医療費助成制度が施行されました。これにより「重症度基準」による選別が行われるよう になり、難病と認定された患者であっても、この重症度基準によって「軽症」と認定されてしまうと医 療費助成の対象外とされるようになりました。

2017年12月31日の経過措置終了に伴い、難病医療費助成を受けられなくなった不認定患者等は 全国で約14.6万人(不認定8.55万人・申請なし6.05万人、経過措置適用者の5人に1人)に上って おり(第59回難病対策委員会資料「経過措置終了後の特定医療費の支給認定の状況 |2018年10月1日)、 その影響についてマスコミでも大きく報道されました。

また、厚生労働省の「難病患者の総合的支援体制に関する研究班」が行った調査によれば、経過措置 終了の前後で、不認定患者等の通院頻度 (半年間の平均回数)が 5.36 回から 3.57 回へと大幅に減少し ていたことが明らかとなりました。患者団体からは受診抑制による重症化を心配する声もあがっていま す。さらに、「軽症」者が対象外とされれば、国は「軽症」者の数や病状等の情報を入手できなくなり、 難病の実態を把握して原因究明や治療法の早期開発につなげるという制度目的も果たされなくなるとの 専門家の指摘もあります。

すべての疾病は早期発見・早期治療が重要ですが、特に難病は、いったん重症化すると回復が著しく 困難となるうえ、合併症の発症リスクや発がんリスクが高い等の特性をもつ場合もあり、早期の段階か ら定期的な受診によるフォローを行うことが必須です。「軽症」者を医療費助成の対象外とすれば、難 病の重症化が進む危険性が非常に高くなります。

難病法は施行後5年以内を目途に見直しに向けた検討を行うこととされており(難病法附則)、2020 年1月に向けて現在、厚生労働省の難病対策委員会やワーキンググループにおいて重症度基準の見直 し等も議論されています。今後、「軽症」者を含めたすべての難病患者が費用等の心配なく早期受診で きるよう、これら委員会等において重症度基準の撤廃に向けた議論が後押しされる意見書を、貴市より 国に提出していただくことを求めます。

### 請願事項

1. 指定難病医療費助成制度について、重症度基準による選別をやめ、「軽症」者を含めたすべての指 定難病患者を同助成の対象とするよう、国に対して求めていただきたい。

だき請願を行ったが、谷万理議員に紹介議員 で最大会派 ぞれ請願書 会に陳情 (請願書は左下に掲載) 議会に る請 砂 意見 で 加古 用等 0 支部 各 川市 願 市  $\mathcal{O}$ を行 て多数決で「継続 を でも支部での討議を経て、 では、 「志政加古 陳情書を提出してい 紹介議員 対 0 たが、 提出すること等 早 砂 西村 12 へとな も 同 Л 支部 12 月 症 受診できるよ ては3月 月議会に 度基 らも 審 日 18 代 0 加古川 定 7 表の 議 日 を求 例 のいの協 それ 撤 と定た木力

# ☆支部幹事会だより☆

1月23日(木) 19時~ 於:加古川商工会議所4階

組織現勢、医療情勢、国の難病医療費助成制度の 改善求める請願、今後の支部企画(会員懇談会など)について 討議しました。







<組織現勢(12月末)>

加古川市・加古郡: 医科 180 人 / 歯科 108 人 高砂市 医科 54 人 / 歯科 36人

◆お問い合わせは、TEL 078-393-1840 FAX 078-393-1820 担当:山田まで◆